

オウム真理教の 転入届は受理しません

町では住民の不安を解消し、平穏な生活環境を確保するため、オウム真理教（アレフ）信者の転入届の不受理及び公共施設の使用を許可しないことになりました。

～手続きはお済みですか～

児童手当



6月から3歳以上義務教育就学前児童までが支給対象となりました。該当される方でまだ手続きをされていない方は、保健福祉課福祉係へ申請してください。9月29日までに申請をされた方で、それ以前に要件に達している方はさかのぼって支給されます。なお、10月以降については、申請月の翌月からの支給となります。

問合せ 保健福祉課福祉係

☎841211

2000 国勢調査

調査票にはわたしたちの

大切な未来がつまっています

—10月1日現在で全国いっせいに実施—

国勢調査は、日本に住んでいる全ての人を対象とした最も基本的で大規模な統計調査です。調査の結果は住みよいまちづくりの基礎資料としてさまざまな分野で活用されます。

9月下旬に調査員が皆さんのお宅に直接お伺いして調査票をお配りしますのでご協力をお願いします。

また、国勢調査と称して家族構成や氏名など電話で照会する「かたり調査」にご注意ください。

不審な電話を受けたら即答せず、町の国勢調査担当まで連絡ください。

問合せ 企画財政課企画係

☎841211 内線2303



介 護 保 険

～介護サービスを利用している方へ～

「更新認定」申請をお忘れなく



要介護・要支援の認定には、有効期間（原則として6ヶ月）がありますので、引き続き介護サービスを利用する場合には、有効期間が終了する前に申請し、認定を更新することが必要となります。

更新認定の申請から認定までの手順は、初めて認定申請した時と同じです。

* 認定の有効期間は被保険者証の認定の有効期間に記載されていますので確認してください。

* 更新認定の申請は、有効期間満了日の60日前から受け付けています。満了日の30日前までに申請をお願いします。

問合せ・申請先 保健福祉課 介護保険係

☎841158